

(6) 補助金等交付規則

補助金等交付規則

昭和五十一年三月三十一日
宮城県規則第三十六号

補助金等交付規則をここに公布する。
補助金等交付規則

(趣旨)

第一条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する給付金で次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
 - 二 利子補給金
 - 三 知事が指定する負担金
 - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金(知事が指定するものを除く。)
- 2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この規則において、「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第三条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書(契約の申込にあつては、契約に関する書類)を知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 補助事業等の目的及び内容
 - 三 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - 四 その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 事業計画書
 - 二 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
 - 三 工事の施行にあつては実施設計書
 - 四 その他知事が必要と認める書類
- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、同項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることがある。

(補助金等の交付の決定)

第四条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金等を交付することが適当と認めるときは、速やかに、補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することがある。

(補助金等の交付の条件)

第五条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 補助事業等の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

三 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

四 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。

2 知事は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を付することがある。

3 知事は、前二項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付すことがある。

4 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前三項の規定により知事が補助金等の交付の決定に条件を付したときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を付さなければならない。

(決定の通知)

第六条 知事は、補助金等の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第七条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から十五日以内に、申請を取り下げることができる。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第八条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合

二 補助事業者等又は間接補助事業者等が、補助事業等又は間接補助事業等を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつて賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等又は間接補助事業者等の責めに帰すべき事由による場合を除く。)

3 知事は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた次に掲げる経費について補助金等を交付することがある。

一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行うために締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

4 第六条の規定は、第一項の規定により取消し、又は変更をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行等)

第九条 補助事業者等は、法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつていゝる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、法令等の定め及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わせ、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつていゝる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減

を受けたことになることをいう。以下同じ。)をすることのないようにさせなければならない。

(状況報告)

第十条 知事は、補助事業者等に対し、その定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求めることがある。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十一条 知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対して、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることがある。

2 知事は、補助事業者等が前項の命令に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることがある。

(実績報告)

第十二条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助事業等の完了若しくは廃止の承認の日から一月を経過した日又は交付の決定のあつた日の属する県の会計年度の翌年度の四月二十日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(昭五二規則一・一部改正)

(補助金等の額の確定等)

第十三条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第十四条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して、命ずることがある。

2 第十二条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第十五条 知事は、第十三条の規定による補助金等の額の確定後において補助金等を交付するものとする。ただし、知事は、補助事業等の遂行上必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。

(決定の取消し)

第十六条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく知事の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第六条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十七条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 知事は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、返還の期限を延長することがある。

(加算金及び延滞金)

第十八条 補助事業者等は、第十六条第一項の規定に基づく取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合については、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第十九条 知事は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することがある。

(理由の提示)

第十九条の二 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(平七規則八一・追加)

(帳簿及び書類の備付け等)

第二十条 補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え付け、これを当該補助事業等の完了又は廃止した年度の翌年度から五年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十一条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第五条第二項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

一 不動産及びその従物

二 機械及び重要な器具で、知事が定めるもの

三 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

(立入検査等)

第二十二条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をしてその事務所、事業所等に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(実施細目)

第二十三条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行し、昭和五十一年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則(昭和五二年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年規則第八一号)

この規則は、平成七年十月一日から施行する。

(7) 土地改良補助金交付要綱

土地改良事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、農業の生産基盤の整備等を図るため、土地改良事業を行う者(以下「施行者」という。)が行う土地改良事業に要する経費について、当該施行者に対し予算の範囲内において土地改良事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の施行者)

第2 この要綱で「施行者」とは次に掲げる者をいう。

- (1) 市町村
- (2) 土地改良区及びその連合体
- (3) 農業協同組合
- (4) 土地改良事業共同施行者
- (5) その他知事が適当と認める者

(交付の対象事業等)

第3 土地改良事業補助金の交付対象となる事業の種類、経費及び補助率は、別表(1)のとおりとする。ただし、政令指定都市が事業実施主体となり実施する国庫補助事業に要する経費については、別表(2)のとおりとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は別に知事が定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により、補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費の配分及び事業計画の概要
- (2) 収支予算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更以外の変更にあつては、この限りでない。

- (1) 別表(1)の事業の種類欄に掲げる(1)から(3)まで、(7)、(8)、(14)及び(21)-1、(22)、(23)の事業
 - イ 事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 事業の中止又は廃止
 - (ロ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (2) 別表(1)の事業の種類欄に掲げる(4)、(5)、(10)、(12)、(13)、(15)、(17)、(18)、(20)及び(21)-2の事業
 - イ 事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - a 県費かさ上げ補助率の異なる工種を含む事業地区については、県補助金額の増減
 - b 工事費のうち費目区分欄に掲げる経費の相互間の30%を超える増減
 - (ロ) 事業の内容の変更
 - a 工種別の事業量の30%を超える増減
 - b 工種の新設、変更又は廃止
 - (ハ) 事業の中止又は廃止
- (二) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合

- (3) 別表(1)の事業の種類欄に掲げる(6)の事業
 - イ 事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - a 事業費のうち費目区分欄に掲げる経費の相互間の30%を越える増減
 - (ロ) 事業の内容の変更
 - a 操作体制人員配置の変更
 - b 費目区分欄に掲げる経費の新設, 変更又は廃止
 - (ハ) 事業の中止又は廃止
 - (ニ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (4) 別表(1)の事業の種類欄に掲げる(9)の事業
 - イ 事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - 地域用水機能増進活動を補完する施設等の改修整備以外の経費から当該経費への流用
 - (ロ) 事業の内容の変更
 - 費用区分欄に掲げる経費の新設, 変更又は廃止
 - (ハ) 事業の中止又は廃止
 - (ニ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (5) 別表(1)の事業の種類欄に掲げる(11)の事業
 - イ 事業費の増額又は減額
 - ロ 経費の配分の変更及び収支予算の変更
 - ハ 事業内容の変更
 - ニ 事業の中止又は廃止
- (6) 別表(1)の事業の種類欄に掲げる(19)の事業
 - イ 事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - a 事業費のうち経費区分欄に掲げる経費の相互間の30%を超える増減
 - (ロ) 事業の中止又は廃止
 - (ハ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合

(事業遂行状況報告)

第6 規則第10条の規定による報告は、交付金の交付決定のあった年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出するものとする。

(実績報告書)

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費の配分及び事業実績の概要
- (2) 収支精算書
- (3) 附属調書
- (4) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は別紙1のいずれか
- (5) 補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したのから変更があったものについては、必要書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

(確認調査等)

第8 経済商工観光部及び農林水産部補助事業確認調査要綱(平成12年8月24日施行)により実施するものとする。

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとする。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、別記様式第5号による概算払請求書により知事に請求するものとする。

(処分の制限を受ける財産及び期間)

第10 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、それぞれ1件の取得価格が50万円以上(昭和45年以前の予算に係る補助事業により取得したものにあっては、5万円以上)のものとし、その期間についてはその都度知事が定めるものとする。

(書類の経由等)

第11 この要綱により知事に提出する書類は、施行者の住所地を所管区域とする地方振興事務所を経由するものとし、その提出部数は次のとおりとする。ただし、別表(1)の事業の種類欄に掲げる(6)、(10)から(13)、(18)及び(20)の事業については、施行者の住所地が地方振興事務所の事業担当区域にある場合は、地域事務所に提出するものとする。

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 補助金交付申請書 | 2部(ただし、県単独事業については1部) |
| (2) 計画変更承認申請書 | 2部(ただし、県単独事業については1部) |
| (3) 中止(廃止)承認申請書 | 2部(ただし、県単独事業については1部) |
| (4) 実績報告書 | 2部(ただし、県単独事業については1部) |
| (5) 概算払請求書 | 1部 |

附 則

- 1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行し、昭和57年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、昭和58年4月4日から施行し、昭和58年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年10月17日から施行し、昭和58年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年3月22日から施行し、昭和60年度予算に係る補助金に適用する。ただし、既に補助金交付申請書等が知事に提出されている場合には、従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和61年4月21日から施行し、昭和61年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年10月6日から施行し、昭和61年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、昭和62年4月から施行する。ただし、第3中別表(2)の改正規定(別表(2)中、農村基盤総合整備事業の項交付の対象欄中2、4、6及び8を除く。)は昭和62年3月19日から施行し、昭和61年度予算に係る補助金から適用する。

(暫定措置)

- 2 改正後の土地改良事業補助金交付要綱の別表(1)に掲げる事業のうち、別表(2)に掲げる事業の補助率については、別表(1)の規定にかかわらず、当分の間、別表(2)のとおりとする。

(農業用ため池整備事業補助金交付要綱の廃止)

- 3 農業用ため池整備事業補助金交付要綱(昭和57年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 8 月 24 日から施行し、昭和 62 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 12 月 14 日から施行し、昭和 62 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 4 号の改正規定については、昭和 63 年 3 月 25 日から施行し、昭和 62 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 12 月 1 日から施行し、昭和 63 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年 3 月 1 日から施行し、平成元年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 年 10 月 5 日から施行し、平成 2 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 6 年 5 月 31 日から施行し、平成 6 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 8 月 1 日から施行し、改正後の土地改良事業補助金交付要綱の規定は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、平成 8 年度予算に係る補助金から適用し、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 5 月 20 日から施行し、改正後の土地改良事業補助金交付要綱の規定は平成 10 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成 10 年度予算に係る補助金から適用し、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に適用する。
- 3 農用地等集団化事業補助金交付要綱（平成元年 8 月 30 日付け）は廃止とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 17 日から施行し、平成 12 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 3 月 29 日から施行し、平成 12 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 5 月 25 日から施行し、平成 13 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 4 月 26 日から施行し、平成 14 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 25 日から施行し、平成 15 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 基幹水利施設管理事業補助金交付要綱（平成 8 年 10 月 1 日付け）は廃止とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 10 月 18 日から施行し、平成 16 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から施行し、平成 19 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 10 月 12 日から施行し、平成 19 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 3 月 28 日から施行し、平成 20 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 10 月 15 日から施行し、平成 21 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 12 月 17 日から施行し、平成 22 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金

にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行し、当該補助金に係る平成 23 年度予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行し、平成 24 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 村づくり交付金交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け）は廃止とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 12 月 10 日から施行し、平成 24 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行し、平成 24 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 10 月 4 日から施行し、平成 25 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、平成 26 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 19 日から施行し、平成 27 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 5 月 13 日から施行し、平成 28 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

交付の対象となる事業の種類及び補助率

別表(1)

事業の種類	施行者	交付の対象	補助率	内訳		補助率適用年度
				国	県	
(1)農業集落排水事業	市町村及び市町村以外	1 施設等の整備又は改築	50	50	0	
		2 施設等の調査及び計画の策定	51	50	1	
		3 最適整備構想の策定	100 (定額)	100 (定額)	0	
(2)集落基盤整備事業	市町村及び市町村以外		51	50	1	
(3)地域用水環境整備統合補助事業	市町村	地域用水環境整備型	65	50	15	
(4)中山間地域総合整備事業	市町村及び市町村以外		56	55	1	
(5)ため池等整備事業	市町村及び市町村以外		51	50	1	
(6)国営造成施設管理体制整備促進事業	市町村以外	操作体制整備型	76 (61)	60 (60)	16 (1)	平成19年度以降新規採択地区
	市町村	管理体制整備型 推進及び支援事業	3/4 (51/100)	1/2 (1/2)	1/4 (1/100)	平成19年度以降新規採択地区
(7)農村振興総合整備実施計画費	市町村及び市町村以外	中山間地域総合整備事業・集落基盤整備事業申請予定地区 (採択希望前年度)	50	50	0	
(8)農村環境計画策定事業	市町村及び市町村以外	1 農村環境現況調査 2 農村環境計画の策定	50	50	0	
(9)地域用水機能増進事業	市町村及び市町村以外	1 ソフト事業	国と県の補助率を 合計したもの	50	定額	
		2 補完ハード事業	65	50	15	
(10)土地改良施設機能診断事業	市町村及び市町村以外		30	0	30	
(11)基幹水利施設管理事業	市町村	市町村が行う基幹水利施設の管理に要する経費	国と県の補助率を 合計したもの	30	1~30	平成23年度以降新規採択地区
			《31》	《30》	《1》	
(12)水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)	市町村及び市町村以外	国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された基幹的農業水利施設の 長寿命化に向けた工事等	《65》	《50》	《15》	平成23年度以降新規採択地区
(13)新農業水利システム保全対策事業	市町村及び市町村以外	1 農業水利システム保全計画策定事業	定額	定額	0	平成19年度以降新規採択地区
		2 管理省力化施設整備事業	51	50	1	
(14)農業用水水源地域保全対策事業	市町村及び市町村以外	普及促進対策	定額	定額	0	
(15)特定農業用管路等特別対策事業	市町村及び市町村以外	1 国営造成施設整備(吹付け材の除去, 復旧に限る)	71	50	21	
		2 上記以外の整備	51	50	1	

交付の対象となる事業の種類及び補助率

別表(1)

事業の種類	施行者	交付の対象	補助率	内訳		補助率適用年度
				国	県	
(16)土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業	土地改良区	土地改良区が行うPCB廃棄物処理に伴う収集・運搬に要する経費	50	50	0	
(17)炭素貯留関連基盤整備実験事業	市町村及び市町村以外	地下かんがいシステムの整備に係る炭素貯留実験事業	定額	定額	0	
(18)水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型)	市町村及び市町村以外	団体営事業等により造成された農業水利施設の長寿命化に向けた工事等	70	55	15	
		1 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯で行う工事 2 上記1以外の工事等	《70》 65 《65》	《55》 50 《50》	《15》 15 《15》	
(19)小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	市町村及び市町村以外	小水力・太陽光等発電施設に係る調査設計費のうち案件形成、概略設計、協議・手続き及び都道府県協議会支援	定額	定額	0	
(20)農業水利施設保全合理化事業	市町村及び市町村以外	1 市町村及び土地改良区が行う水利用再編促進に係る工事	65	50	15	
		2 上記1を離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯で行う場合 3 機能保全計画の策定	70 定額	55 定額	15 0	
(21)農村地域復興再生基盤総合整備事業	市町村及び市町村以外	1 整備事業に必要な諸条件等の調査・計画・設計及び実施計画の策定	定額	定額	0	
		2 ため池等整備事業 用排水施設整備工事	国と県の補助率を合計したもの	50～55	1	
(22)県営造成施設管理体制整備促進事業	市町村	1 管理体制推進事業	50以内	0	50以内	
		2 管理体制整備強化支援事業	50以内	0	50以内	
(23)土地改良区体制強化事業	土地改良区及び宮城県土地改良事業団体連合会	1 施設・財務管理強化対策 2 受益農地管理強化対策 3 統合整備強化対策	100以内	50以内	50以内	
	宮城県土地改良事業団体連合会	4 研修・人材育成				

備考:①上記補助率は分数及び定額での表記以外の単位はパーセント(%)である。

②補助率の()は平成19年度以降新規採択地区に適用する。

③補助率の[]は平成20年度以降新規採択地区に適用する。

④補助率の【 】は平成21年度以降新規採択地区に適用する。

⑤補助率の〈 〉は平成22年度以降新規採択地区に適用する。

⑥補助率の《 》は平成23年度以降新規採択地区に適用する。

⑦国又は国の外郭団体等からの補助事業のうち、ハード事業及びハード事業実施のための事前調査等ソフト事業に係る県単補助金については、補助対象事業ごとに1事業者(市町村を含む。)当たりの補助金額が50万円未満となる場合は、その事業者については補助対象外とする。

交付の対象となる事業の種類及び補助率

別表(2)

事業の種類	施行者	交付の対象	補助率	内訳	
				国	県
別表(1)に掲げる国庫補助事業 ただし、別表(1)に掲げる国営造成施設管理体制整備促進事業は除く	政令指定都市	別表(1)に掲げる事業 ただし、別表(1)に掲げる事業のうち、次の事業に係る県の補助率は 0とする 1 農業集落排水統合補助事業のうち市町村が施行するもの 2 農業集落排水資源循環統合補助事業のうち市町村及び一部事務組合が施行するもの 3 田園整備事業のうち平成19年度以降に新規採択された地区 4 農村環境計画策定事業 5 新農業水利システム保全対策事業のうち農業水利システム保全計画策定事業	国と県の補助率を合計したもの	別表(1)による補助率	1

平成〇〇年度土地改良事業補助金交付申請書

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名 (〇〇〇地区)

平成〇〇年度において(事業の種類)を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、土地改良事業補助金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 添付書類
 - (1) 経費の配分及び事業計画の概要
 - (2) 収支予算書
 - (3) 予算議決等の抄本の写し
 - (4) その他知事が必要と認める書類

- 注)・申請者が市町村長の場合、住所の記載は不要。
・事業の目的、内容が申請書に書ききれない場合は、別紙(任意様式)に記載し添付すること。
・交付申請金額を2行に渡って記載しないこと。

別記様式第 2 号

平成〇〇年度土地改良事業計画変更承認及び変更交付申請書

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名 (〇〇〇地区)

平成〇年〇月〇日付け宮城県 (〇〇) 指令第〇〇号で土地改良事業補助金の交付決定通知のあった (事業の種類) について, 事業の内容等を下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容 (別紙のとおり)

注)・ 別記様式第 1 号の記の 2 以下の書類とし, 変更する部分のみ上段 () 書きとする。

平成〇〇年度土地改良事業遂行状況報告書

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名 (〇〇〇地区)

平成 年 月 日付け宮城県 () 指令第 号で交付決定の通知のあった平成 年度土地改良事業の年月日現在の事業実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

区 分	実 施 計 画		出 来 高		進 捗 率 (B)/(A)	備 考
	事業費(A)	交付額	事業費(B)	交付額		
	円	円	円	円	%	
合 計						

2 事業遂行状況 (別紙1のとおり)

3 事業着手 平成 年 月 日

4 事業の完了予定 平成 年 月 日

注)「区分」欄には、地区名事業メニュー名等を記入すること。

別紙 1

事業等遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	収 入 済 額	収入未済額	備考
	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	収 入 済 額	収入未済額	備考
	円	円	円	

注) 「区分」欄については、収支予算書の区分に準じて記入すること。

平成〇〇年度土地改良事業実績報告書

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名 (〇〇〇地区)

平成〇年〇月〇日付け宮城県（農整）指令第〇〇〇号で土地改良事業補助金の交付決定通知のあった（事業の種類）について、下記のとおり実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。
（なお、併せて精算額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円の交付を請求します。）

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の成果
別紙のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 経費の配分及び事業実績の概要
 - (2) 収支精算書
 - (3) 付属調書
 - (4) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は別紙1のいずれか
 - (5) 補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したのから変更があったものについては、必要書類
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 4 振込先
金融機関名 本店 o r 〇〇支店 普通 o r 当座 (口座番号7桁)
口座名義人 (口座名義人ヨミガナ)

- 注) ・ 申請者が市町村長の場合、住所の記載は不要。
・ 事業の目的が報告書に書ききれない場合は、別紙（任意様式）に記載し添付すること。
・ 精算払いが無い場合は（なお・・・）及び（4振込先・・・）の記載は不要。

平成〇〇年度土地改良事業補助金概算払請求書

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名 (〇〇〇地区)

平成 年 月 日付け宮城県(農整)指令第 号で土地改良事業補助金の交付決定通知のあった〇〇〇〇〇〇〇について、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区 分	事業費	補助金	既受領額		今回請求額		残 額	支払銀行 口座番号
			金 額	出来高	金 額	月 日 迄 予 定 出来高		
工事費	円	円	円	%	円	%	円	
計								

◎概算払請求理由

◎債権者登録番号 _____